ニ　認定情報処理支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。 ホ　認定情報処理支援機関は、自らのサイバーセキュリティの確保を図ること。 ヘ　認定情報処理支援機関は、中小企業者等が複数の情報サービスを組み合わせて利用できるよう、また、異なる情報サービスへの移行を円滑に行うことができるよう配慮をすること。 第6・第7　［略］	第6・第7　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○総務省・経済産業省告示第三号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十二条第一項の規定に基づき、創業支援事業の実施に関する指針の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

総務大臣　野田　聖子
経済産業大臣　世耕　弘成

創業支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

創業支援事業の実施に関する指針（平成二十六年総務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
創業支援等事業の実施に関する指針	創業支援事業の実施に関する指針
一　目的 この指針は、法第百十二条第一項の創業支援等事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援等事業の適切な実施を図り、もって地域の資源を活用した創業の促進及び創業に関する普及啓発を通じた創業機運の醸成に寄与することを目的とする。	一　目的 この指針は、法第百十二条第一項の創業支援事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援事業の適切な実施を図り、もって平成二十五年六月十四日の閣議決定「日本再興戦略について」に基づいて推進する地域の資源を活用した創業の促進に寄与することを目的とする。
二　創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項 創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業（法第二条第二十一項第一号に係るものに限る。）により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。	二　創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項 創業支援事業計画においては、創業支援事業の対象者及び創業支援事業により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。
三　創業支援等事業の実施方法に関する事項 イ　市町村は、創業支援等事業を実施するに当たっては、民間事業者が創意工夫を生かして実施する創業支援等事業との連携等により民間事業者の能力の活用が図られるよう努めるものとする。 ロ　市町村は、創業支援等事業を実施するに当たっては、当該創業支援等事業により、当該市町村の地域の資源の活用、当該市町村に居住する者の雇用の創出等に資する事業を新たに開始する者を支援することにより、当該地域の活性化が図られるよう努めるものとする。 ハ　認定市町村及び認定連携創業支援等事業者は、創業支援等事業を実施するに当たっては、公の秩序又は善良の風俗を害してはならない。 ニ　認定市町村及び認定連携創業支援等事業者は、創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者の新たに開始する事業が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、当該支援を行わないものとする。	三　創業支援事業の実施方法に関する事項 イ　市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、民間事業者が創意工夫を生かして実施する創業支援事業との連携等により民間事業者の能力の活用が図られるよう努めるものとする。 ロ　市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該創業支援事業により、当該市町村の地域の資源の活用、当該市町村に居住する者の雇用の創出等に資する事業を新たに開始する者を支援することにより、当該地域の活性化が図られるよう努めるものとする。 ［新設］
四　創業支援等事業の実施に関して市町村が果たすべき役割に関する事項 イ　市町村は、創業支援等事業計画を作成するに当たっては、当該市町村及び当該市町村以外の者が連携して実施する創業支援等事業が、一貫して円滑に実施されるように適切な創業支援等事業計画を作成するよう努めるものとする。	四　創業支援事業の実施に関して市町村が果たすべき役割に関する事項 イ　市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該市町村以外の者が実施する創業支援事業と一貫して円滑に実施するための適切な創業支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
ハ　認定市町村及び認定連携創業支援等事業者は、創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者の新たに開始する事業が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、当該支援を行わないものとする。	［新設］
四　創業支援等事業の実施に関して市町村が果たすべき役割に関する事項 イ　市町村は、創業支援等事業を実施するに当たっては、当該市町村以外の者が実施する創業支援等事業と一貫して円滑に実施するための適切な創業支援等事業計画を作成するよう努めるものとする。	［新設］